

1. ICOM 規約 (2022 年 8 月改定)

目次

序言

第1条	名称、法的地位、所在地、付託期間および会計年度
第2条	基本理念および目的
第3条	用語の定義
第4条	会員資格
第5条	年会費
第6条	会員の特典
第7条	総会および執行役員会選挙における投票権
第8条	ICOM の組織
第9条	管理機構
第10条	総会
第11条	執行役員会
第12条	会計監査
第13条	諮問会議
第14条	国内委員会
第15条	国内連絡員
第16条	国際委員会
第17条	地域連盟
第18条	加盟機関
第19条	大会
第20条	事務局
第21条	収入および支出
第22条	言語
第23条	発効および改正
第24条	解散
第25条	テレコミュニケーションを使用した ICOM 諸機関の会議

序言

国際博物館会議 (International Council of Museums 以下 ICOM という) の規約は、この組織の最も基本的な文書である。この規約は、ICOM 内部規定およ

び ICOM 博物館倫理規程によって定義され、また補完される。

第1条 名称、法的地位、所在地、付託期間および会計年度

第1項 名称

この組織の名称は国際博物館会議（ICOM）という。この名称と略称の使用は制限を受け、同組織およびその会員による使用、およびそれらを益するための使用に限定される。

第2項 法的地位

ICOM は 1946 年に設立された、フランスの法律（1901 年協会法）の適用を受ける非営利組織であり、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）と公式の関係を維持し、国際連合経済社会理事会の諮問資格を有する非政府組織である。

第3項 所在地

登録された ICOM 事務局の所在地は、フランス国、75732 パリ Cedex 15、ミオリ通 1、メゾン・ド・ユネスコである。登録された事務所をパリ市内で移転する場合は、執行役員会の承認が必要となる。登録された事務所をフランス国内の別の地域または他国へ移転する場合は、総会の承認が必要となる。

第4項 付託期間

ICOM の付託期間は無期限である。

第5項 会計年度

会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終了する。

第 2 条 基本理念および目的

第1項 基本理念

ICOM は、世界の現在および未来の、そして有形および無形の自然および文化遺産の調査研究、保存、維持、社会への伝達に従事する博物館および博物館専門職員の国際的組織である。

第2項 目的

ICOM は、博物館活動のための専門的・倫理的基準を設定し、それらに関する問題について勧告し、能力構築を促進し、知識を増進し、世界規模のネッ

トワークと共同事業により公衆の文化に対する意識を高める。

第3条 用語の定義

この規約において以下の用語が最初の文字を大文字にして使用される時は常に、この条項に定義された意味を持つ。それらの用語が単数形と複数形のどちらで使用されているかは問わない。

第1項 博物館

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用できる、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

第2項 ICOM に認められた機関

執行役員会は、諮問会議の助言を求めた上で、他の機関を博物館の性格の一部またはすべてを備えているものと認めることができる。

第3項 博物館専門職員

博物館専門職員は、第3条第1項および第2項の定義により博物館および博物館に相当する施設と認められた機関のすべての職員、ならびに、職業上の資格において、博物館および博物館コミュニティのためにサービス、知識、専門技能を提供することを主な活動とする個人を含む。

第4項 正当な会員

ICOM の正当な会員とは、入会の申し込みがこの規約の第4条第2項に定められた条件のもとで認められ、執行役員会によって定められた額の当該期間の年会費を支払った個人または団体である。

第5項 国

国内委員会の設立において、国は国際連合またはその専門機関のいずれかに加盟しているか、国際司法裁判所規定の当事国となっている主権国家と定義される。

第4条 会員資格

第1項 会員

会員の資格は、博物館、ICOM に認められた機関、および博物館専門職員に

対して開かれている。

会員に選ばれる資格のある者は、ICOM 入会の意思を表明し、ICOM 博物館倫理規程を受け入れ遵守することに同意し、入会申込書記入しなければならない。

ICOM の会員資格は、各国の法律および国際条約を勘案して、美術品、自然および科学標本を含む文化財の取引（すなわち利益目的の売買）をおこなう個人または団体（その職員を含む）には与えられない。同様に、ICOM の倫理基準に反する活動に従事する個人または団体にも会員資格は与えられない。

第2項 入会の承認

国内委員会は、新会員の入会申込書および年会費を ICOM 事務局にできる限り速やかに送付する。入会申込者が市民権を有する国に国内委員会がない場合は、直接に ICOM 事務局に申請する。さらに執行役員会が入会申込書を審査することができる。

本条第3項に定めるように、名誉会員のみがこの審査過程を免除される。名誉会員候補は執行役員会によって総会に提案され、総会は多数決によりその可否を決定する。

第3項 会員の範疇

- i. 個人会員—第3条第3項に定められた現職もしくは退職した博物館専門職員、または第4条第1項に定められたその他の者は、個人会員になる資格を有する。
- ii. 団体会員—博物館、または第3条に定められた博物館の定義に合うその他の団体。
- iii. 学生会員—博物館関連の学術的な課程に在籍している者は、国内委員会の提案によりこの範疇の会員としての入会を認められる場合がある。
- iv. 名誉会員—国際的な博物館コミュニティまたは ICOM のために格別の働きをした者。過去に ICOM 会長に選出された者はすべて名誉会員となる。
- v. 賛助会員—博物館および博物館間の国際的な協力に対する関心のゆえに、経済的およびその他の相当な援助を ICOM に対しておこなう

個人または団体。

この規約に記載されていない ICOM 会員の範疇は、いかなるレベルにおいても、ICOM によって正当または適用可能とみなされない。

第4項 会員資格の終止

ICOM の会員資格は、自発的に取り下げることができるとともに、以下の理由のいずれかに基づき、執行理事会の決定により取り消される場合がある。

- i. 職業上の身分の変化
- ii. ICOM 博物館倫理規程への違反
- iii. ICOM の目的と実質的に相容れないとみなされる行為
- iv. 正式な支払い請求を受けた後の会費の不払い

第5条 年会費

第1項 会費の額および支払い

ICOM の個人、団体、学生および賛助会員は、執行役員会が規定し総会によって承認された額の年会費を支払わなければならない。

第2項 会費の期間

年会費は当該の暦年に対するものである。

第6条 会員の特典

第1項 会員証カード

正当な会員には、会員証カードが発行される。

第2項 選挙に立候補する権利

正当な個人会員は、(1) 執行役員会、(2) 諮問会議長または副委員長、(3) 国内委員会、国際委員会または地域連盟の委員長の選挙に立候補することができる。

第3項 指名された団体代表

団体会員は、国内委員会および国際委員会、ならびに大会および総会における自らの代表者を 3 名指名することができる。これらの代表者は ICOM の個人会員でなくともよい。

指名された代表者の氏名は、状況に応じて、当該団体の責任者の署名入りの

文書により、委員長または事務局長に通知されなければならない。

国内委員会、国際委員会または地域連盟の役員に選出された団体代表のうち、その任期中に団体会員の雇用を解かれる者は、(その資格があれば) 個人会員になるか、役員の地位を放棄しなければならない。

第4項 学生の参加

学生会員は国内および国際委員会の活動に参加することができ、また大会と総会にも出席・参加できるが、投票あるいは ICOM の役職への立候補をおこなうことはできない。

第5項 特別な身分

名誉および賛助会員には会員の権利と特典が与えられるが、選挙によって ICOM の役職に就くことはできない。

第7条 総会および執行役員会選挙における投票権

ICOM の正当な会員のみが投票権を有する。

第1項 委員会の投票

各国内および国際委員会は、総会までに提示された事柄に関して、自らの代表として投票する 5 名の会員(個人会員または団体会員の代表として指名された者)を任命することができる。各委員会によって任命された投票権を有する会員は、5 名を超える委任を行使することはできない。

第2項 地域連盟および加盟機関の投票

各地域連盟は 3 名の、また各加盟機関は 2 名の会員(個人会員または団体会員の代表として指名された者)を、総会までに提示された事柄に関して自らの代表として投票する者として任命することができる。各地域連盟によって任命された投票権を有する会員は、3 名を超える委任を行使することはできない。各加盟機関によって任命された投票権を有する会員は、2 名を超える委任を行使することはできない。

第3項 投票権のない会員

学生、賛助および名誉会員は、ICOM の総会における投票権を有しない。

第8条 ICOM の組織

ICOM の組織構造は以下のとおりである。

- i. 総会
- ii. 執行役員会
 - 幹部役員：会長 1 名、副会長 2 名、財務担当役員 1 名
 - 一般執行役員
- iii. 諮問会議
- iv. 国内委員会
- v. 国内連絡員
- vi. 国際委員会
- vii. 地域連盟
- viii. 加盟機関
- ix. 事務局

第9条 管理機構

ICOM の基本的な権限は会員にある。総会は ICOM の最高意思決定機関であるとともに立法機関であり、すべての個人会員、指名された団体会員の代表者、学生、賛助および名誉会員によって構成される。

執行役員会は、総会において選出された幹部役員と一般執行役員によって構成され、ICOM の運営面を担当する。

諮問会議は、助言者的役割を担い、国内および国際委員会、ならびに地域連盟および加盟機関の委員長または委任された代表者によって構成される。

第10条 総会

第1項 権限

総会は ICOM の最高意思決定機関であり、立法機関である。

第2項 会員

総会は、すべての個人、学生、賛助および名誉会員、ならびに指名された団体会員の代表者によって構成される。彼らは、国内委員会、国際委員会、地域連盟および加盟機関により代表される。第 7 条第 1 項に従って、国内委員会、国際委員会、地域連盟および加盟機関により代表投票者に指名された正当な個人会員と指名された団体会員の代表者のみが ICOM 総会における投票権を有する。

第3項 会議

通常総会—総会は通常の会議を最低年 1 回、諮問会議の年次会議と同時に開催する。

通常総会の定足数は、投票権を持つ会員の単純多数である。決議は出席者と代理人の単純多数決でおこなわれる。

この定足数に達しない場合は、遅くとも 24 時間以内に同じ場所で総会が再び召集される。そのときの出席者および代理人が何人であろうとも、総会は討議をおこなう権限を持つ。通常総会の決議は出席者と代理人の単純多数決によりおこなわれる。

通常総会は、執行役員会、諮問会議、ならびに国内・国際委員会、地域連盟、加盟機関の勧告に基づいて決定をおこなう。

ICOM の会長は、執行役員会、諮問会議長、事務局長と協議して、総会の議題を設定する。

通常総会は執行役員会のメンバーを選出する。

通常総会は最低年 1 回、諮問会議の年次会議と同時に、かつ会計年度の終了後 6 ヶ月以内に、会計について決定するために開催される。

この規約の第 19 条に定められているように、大会が開催される年には、3 年毎の大会を構成する要素の 1 つとして総会が開催される。

臨時総会—会長は、執行役員会、諮問会議の過半数または国内委員会の 3 分の 1 の勧告により、以下をおこなうために臨時総会を招集する。

- この規約の第 23 条に定められた、規約改正の採択
- この規約の第 24 条に定められた、ICOM の解散

臨時総会のみが、規約の改正と ICOM の解散をおこなう権限を持つ。

臨時総会の定足数は、投票権を持つ会員の 3 分の 2 である。この定足数に達しない場合は、遅くとも 24 時間以内に同じ場所で臨時総会が再び召集され、

投票権を持つ会員の 50%以上が出席していれば討議をおこなうことができる。

第4項 総会への公式招待

ICOM 会長は、執行役員会、諮問会議長、事務局長と協議のもと総会の議題を定め、会議の開催予定日の少なくとも 30 日前に総会の招集をおこなう。通常総会への公式の招待状は、会議開催日の少なくとも 30 日前に、事務局長から総会を構成するすべての ICOM 会員に送付される。

臨時総会への公式の招待状は、規約の改正が議題の場合には会議開催日の少なくとも 60 日前、ICOM の解散が議題の場合には会議開催日の少なくとも 30 日前に、送付される。

告知は ICOM のウェブサイトでおこなわれ、最も効率的と思われる方法で伝達される。

公式招待状には、総会の期日、時間、会場、および議題が記される。資料は ICOM 会員が考察や議論をおこなえるよう十分な時間的余裕をもって提供されなければならない、公式招待状と同時に送付されることが望ましい。

総会の会議は、フランス国、75732 パリ Cedex 15、ミオリ通1、メゾン・ド・ユネスコ、または公式の招待状に示された他の場所で開催される。

第5項 参加者リスト

各総会中に、出席している会員および委任された代理人は、出席名簿に署名をする。会長は出席名簿を確認し、その正確性を保証する。

第6項 会長の権限

ICOM 会長は、執行役員会、諮問会議長、および事務局長との協議のもと、総会の議題を定め、総会の議長を務める。

第7項 議事録

各総会の討議および決議に関する報告は、事務局長によって作成され、会長により承認される。電子版または印刷版の複写または抄録が会員に提供される。

議事録には、総会の期日、場所、議題、開催の方式、出席会員または代理人の氏名、討議用に提出された文書および報告書、討議の要旨、決議文と投票結果、ならびに決定文を記載しなければならない。

第11条 執行役員会

第1項 構成

執行役員会は ICOM の運営意思決定機関である。執行役員会は、9 名以上、15 名以下の選出された構成員、および職務上の資格をもつ諮問会議長により構成される。

執行役員は、通常総会によって選出され、3 年間の任期を務める。当選後、一般執行役員も幹部役員も、同じ役職を 2 期連続して務めることができる。一般執行役員は後に幹部役員に選出されることが可能である。いかなる者も 4 期を超えて執行役員を連続して務めることはできない。諮問会議長としての任期は、執行役員の任期と見なされる。

個人会員のみが執行役員に選出される資格を有する。執行役員に選出された者は、執行役員会の了承がないかぎり、ICOM 内で他の役職に就くことはできない。

諮問会議長を含む各執行役員は 1 票の投票権を持つ。賛否同数の場合は、会長が決定票を投じる。

第2項 会議

執行役員会は、通常会議を少なくとも年 2 回開催する。これらの会議のうちの 1 つは年次通常総会との同時同所開催とする。

第3項 執行役員会の義務

執行役員会は、総会により特定された戦略の実行についての責任を負う、選出された組織の最高機関であり、総会の決定を実行するために必要な行動をとる。

執行役員会は、ICOM の優良な運営を保証し、ICOM のさまざまな資源（財政的、人的、知的および技術的資源）とその発展を監督する。執行役員会は、ICOM の名声、国際的評価、公共の理解を維持することを保証し、事務局に

指針を与える。

執行役員会は、会費の額を勧告し、総会の承認を得る。

第4項 定足数および多数

執行役員会の会議の定足数は単純多数である。また、執行役員会のすべての決定は単純多数による。

第5項 幹部役員

執行役員会の幹部役員の構成は以下の通りである。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 財務担当役員 1名

会長の任期は3年であり、3年毎の総会において選出され、同期間で2期まで再選できる。会長は、博物館および博物館専門職員を代表する国際組織という権能をもつ ICOM の活動に関する戦略指針を定める。会長はすべての民事行為の範囲内で ICOM を代表する。会長の署名により ICOM は第三者との協約を締結する。会長は総会および執行役員会の会議を招集し、議長を務める。

次の執行役員会の会議が開かれるまでの間に会長が下す決定は、戦略計画、予算、およびその他の、執行役員会と総会により取り上げられた問題や下された決定の枠内に留まるものでなければならない。

会長は、幹部役員との協力のもと、緊急の問題に対応し、暫定的な解決をおこなう。そのような行動は、当該の緊急事態およびそれに続く措置に関する説明とともに、最も早い機会に執行役員会に対して報告される。

会長は、ICOM の日常業務を管理する権限を事務局長に委任する。会長は、事務局長の上司として、事務局長が会長、執行役員会、および総会により下された決定を確実に実行せしめる。

2名の副会長の任期は3年であり、3年毎の総会において選出され、同期間で2期まで再選できる。副会長は会長によって命じられた業務を遂行し、会長が必要とする補佐をおこない、会長が不在の時には会議を招集して議長を

務める。

財務担当役員の任期は3年であり、3年毎の総会において選出され、同期間で2期まで再選できる。財務担当役員は、事務局長と協力してICOMの財政方針に必要なガイドラインを作成して執行役員会の下承を求め、ICOMの収支の結果を検討して執行役員会および総会に定期的に報告をおこなう。

第6項 欠員

会長が欠員となった場合または弾劾された場合は、執行役員会が2名の副会長のうちの1名を選び、総会によって執行役員会メンバーの次期選挙がおこなわれるまでの間、その者が会長の職務をおこなう。

副会長に欠員が生じた場合は、執行役員会が一般執行役員のうちの1名を選び、総会によって執行役員会メンバーの次期選挙がおこなわれるまでの間、その者が副会長職に就く。選出は単純多数決によっておこなわれる。

財務担当役員に欠員が生じた場合は、執行役員会が役員の中の1名を選び、総会によって執行役員会構成員の次期選挙がおこなわれるまでの間、その者がその職務をおこなう。

一般執行役員に欠員が生じた場合は、総会によって次期選挙がおこなわれるまでの間、その役職は空席のままとする。

第12条 会計監査

執行役員会は年次会議において、有資格の個人または団体をICOMの監査役に任命する。監査役に任命された個人または団体は、ICOMの収支に関する年次報告書を作成する。

第13条 諮問会議

第1項 構成

諮問会議はICOMの助言機関である。諮問会議は国内および国際委員会、地域連盟、ならびに加盟機関の委員長（または指名された代表）により構成される。

第2項 諮問会議の機能

諮問講義会は執行役員会および総会に対して、ICOMの方針、事業、手続き、財政に関する問題について助言をおこない、また、規約の改正を提案することができる。諮問会議は、執行役員会およびICOMのその他の部門が勧告するICOMの全体的な利益に資することがらや活動について助言をおこなう。諮問会議の活動は総会に報告され、次の会議で承認を得る。

第3項 議長、副議長、国内委員会全体の代表者、および国際委員会全体の代表者

諮問会議の議長および副議長は、構成員により3年の任期で選出される。諮問会議議長および副議長は2期連続で務めることができる。

諮問会議議長は、諮問会議の会議を準備・招集してその議長を務め、職務上の執行役員、および地域連盟の役員会の職務上の構成員を務める。

副議長は、議長によって命じられた業務を遂行し、議長が必要とする補佐をおこない、議長が不在の時には会議を招集して議長を務める。

議長または副議長に欠員が生じた場合には、諮問会議が次の会議で構成員のうちの1名を選び、その者が、前議長または前長の残りの任期が終わるまでその代理を務める。

国内委員会全体の代表者1名および国際委員会全体の代表者1名は、それぞれ、国内委員会および国際委員会の委員長または委任された代表者によって、大会直後の年から次の大会直後の年までの3年間の任期で選出される。

再選は1度までとする。

両代表者は、それぞれ諮問会議における国内および国際委員会の各個別会議を招集してその議長を務め、諮問会議議長と協力する。

国内または国際委員会全体の代表者に欠員が生じた場合には、国内および国際委員会の委員長または委任された代表者がそれぞれ、次の会議で構成員のうちの1名を選び、その者が、国内または国際委員会全体の代表者となり、前代表者の残りの任期が終わるまでその代理を務める。

第4項 年次会合

諮問会議は、通常の会議の範囲内で、総会と同じ期日と場所において、会議を少なくとも年1回開催する。

第5項 投票

国内および国際委員会、地域連盟、および加盟機関はそれぞれ1票の投票権を持つ。

諮問会議の構成員（議長を除く）は、諮問会議の会議に別の ICOM 会員を代理として出席させることができるが、いかなる者も1名を超える委任を受けることはできない。

第6項 定足数および多数

諮問会議の定足数は、構成員の半数（50%）である。この定足数に達しない場合は、24時間以内に同じ場所で諮問会議が再び召集される。そのときの出席者および代理人が何名であろうとも、諮問会議は討議をおこなう権限を持つ。諮問会議の決定は出席者および代理人の単純多数決によりおこなわれる。

第14条 国内委員会

国内委員会は、最低8名の ICOM 会員によって構成される単独の法人組織であり、執行役員会の承認を得て、その国において博物館および博物館専門職員の利益を代表し、また ICOM の活動を企画することができる。国内委員会の活動は ICOM 国内委員会規則に沿うものでなければならない。

第15条 国内連絡員

ある国に国内委員会が存在しない場合、執行役員会は1名の ICOM 会員をその国の ICOM 国内連絡員に任命することができる。

第16条 国際委員会

最低50名の ICOM 会員によって構成される団体は、執行役員会の承認を得て、事業や活動を実施し、同じ学術的・専門的関心を持つ ICOM 会員間の通信経路としての役割を果たす国際委員会を設置することができる。国際委員会の活動は ICOM 国際委員会規則に沿うものでなければならない。

第17条 地域連盟

地域連盟は執行役員会の承認を得て、その地域の国内委員会、博物館および博物

館専門職員の情報交換および協力の場としての役割を果たすことができる。地域連盟の活動は ICOM 地域連盟規則に沿うものでなければならない。

第18条 加盟機関

執行役員会は、国際的なレベルで博物館または博物館専門職員の利益に資することを目的とする国際組織に、加盟機関としての地位を与えることができる。加盟機関は、地域別またはテーマ別に規定することができる。加盟機関の活動は ICOM 加盟機関規則に沿い、かつ ICOM 博物館倫理規程に従うものでなければならない。

第19条 3年毎の大会

第1項 3年毎の集議

ICOM は3年おきに大会を開催する。

大会は、執行役員会議、諮問会議、および総会が開催されるだけでなく、すべての国際委員会ならびに ICOM のその他の部門の合同会議の場である。

大会では、執行役員と諮問会議長および副議長が選出され、ほとんどの国際委員会の選挙がおこなわれる。

第2項 決議

大会は討論中に提案された決議を総会での討議に提出することができる。

第20条 事務局

第1項 役割

事務局は、事務局長および他の ICOM 事務職員から構成される、ICOM の運営の中心である。事務局は諸事業を開始し、実行し、評価し、会員ファイルを扱い、財務を記録、管理し、ICOM のアイデンティティを保護、促進する。

第2項 事務局長

事務局長は、ICOM に雇用された最高運営責任者である。事務局長は執行役員会の承認に基づき ICOM 会長が任命し、会長に直属する。会長は事務局長の待遇を設定し、その業績を評価する。事務局長は、ICOM の効率的で効果的な運営、ICOM の運営や事務局の日常業務に必要な資源、ならびに ICOM の利益の促進、および ICOM 会員、委員会、作業部会との連絡につ

いて責任を負う。

第21条 収入および支出

第1項 収入

ICOMの財源は以下の通りである。

- i. 会員が納める会費
- ii. ICOMの資産および活動からの収入
- iii. 直接に受け取る補助金および私的な寄附金ならびにICOM財団からの支援金
- iv. ICOMがおこなったサービスに対して契約の範囲内で受け取った支払い金

第2項 支出

ICOMの財源の使用は、収入役が定めたガイドラインを基に作成され、執行役員会によって承認された年間予算に従うもののみが認められる。

第22条 言語

第1項 公用語

英語、フランス語およびスペイン語をICOMの公用語とし、ICOMの会合ではこれらの各言語を使用することができる。

第2項 他の言語

総会は、会員がその費用を負担するという条件のもとで、他の言語を採用することができる。

第23条 発効および改正

第1項 施行

この規約は総会による採択の後、直ちに発効する。

第2項 公式文書

ICOMは1901年協会法に準拠する団体としてフランスで登録されているため、この規約のフランス語版が公式文書として、今後作成されるすべての翻訳の原本となる。

訴訟または誤解が生じた場合には、確認の目的でフランス語の規約が参照される。

第3項 改正

執行役員会、諮問会議、国内および国際委員会、地域連盟、ならびに加盟機関は、この規約および ICOM 内部規定の改正を提案することができる。

すべての会員が、第 10 条第 4 項に従って、正当に召集されなければならない。

臨時総会は、第 10 条第 3 項に従って、規約の改正を採択することができる。

第24条 解散

第 1 項 解散に関する権限

ICOM 会員は、第 10 条第 3 項に従って、ICOM の解散を決定することができる。

すべての会員が、第 10 条第 4 項に従って、正当に召集されなければならない。

第 2 項 ICOM の資産

解散時に ICOM が所有していた資産はすべて、フランスの 1901 年協会法の規定に従って、ICOM と同様の目的を持つ機関に譲渡される。

第 25 条 テレコミュニケーションを使用した ICOM 諸機関の会議

いかなる法定規約に関わらず、以下の ICOM 諸機関における会議は、対面、または参加者であるということが確認できる電話会議、ビデオ会議、またはその他の遠距離通信手段を使用して開催することができる。これらは個人、複数人のいずれでも使用することができる。

第 1 項 会議

いかなる機関の会議においても、対面、リモートいずれも出席者がいる場合、そして出席用紙がある場合は、対面で物理的に現地で出席する会員とその会議長のみがそこに署名するものとする。

総会

執行役員会は、通常総会および臨時総会の開催方法（および参加条件）を事務局長に相談のうえ決定するものとする。この情報は正式な会議招集通知に

記載される。会議の開催方法に係る制限を考慮し、会議招集通知に、会議への参加は各国内委員会、国際委員会、地域連合および加盟機関からの代表は1名と定めることができる。その参加者は、各所属機関の代表として行動するものとし、会議ではその権限において発言することができる。この場合、会議の参加定足数を確定するため、代表者の所属機関で投票権を有するその他の会員が、この会議においてこの代表者に権限を与えたと認識しているという理解に基づき、その所属機関の代表とみなされる。

執行役員会

執行役員会議の形式（および参加条件）は会議招集者により決定され、会議の形式はその会議招集通知に記載される。

諮問会議

諮問会議の形式（および参加条件）は、執行役員会および事務局長に相談のうえ会議招集者が決定し、会議の形式はその会議招集通知に記載される。また、国内委員会会議および国際委員会会議においても同様の会議形式が採用され、諮問会議とあわせて開催が予定される。

第2項 投票

第25条第1項に記載のICOM諸機関における会議の参加条件は、投票を挙手、投票用紙（会議場での投票および通信手段を用いての投票）、オンライン投票、電子投票、およびその他の遠距離通信手段を使用した投票のいずれかに定めるものとする。投票方法はこれらから単数または複数を選択することができる。

会議出席者数および議決定足数を算出するにあたり、会議出席招集通知に示される手順に従い投票した会員は、その会議に出席したものとみなされる。

仮に定足数に満たない場合、議長は24時間以内に同会議を同条件の下再招集することができる。なおその場合の定足数は、その機関の法定規約に従うものとする。